

第 98 回
定時株主総会
招集ご通知

開催
日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
アートホテル日暮里ラングウッド2階「鳳凰」

（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意
はございません。何卒ご理解くださいますようお願い
申しあげます。

目次

第98回定時株主総会招集ご通知

（株主総会参考書類）

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 役員賞与支給の件

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

(証券コード4094)

2023年6月6日

株 主 各 位

東京都台東区東上野四丁目8番1号
日本化学産業株式会社
代表取締役社長 柳 澤 英 二

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第98回定時株主総会招集ご通知」「第98回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付
書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nihonkagakusangyo.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本化学産業」又は
「コード」に当社証券コード「4094」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順
に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット）又は書面（郵送）により議
決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご
検討いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますよ
う、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
アートホテル日暮里ラングウッド2階「鳳凰」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第98期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第98期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 役員賞与支給の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効としたします。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、本株主総会招集ご通知には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項は記載しておりません。
①事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況」②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
従いまして、本定時株主総会招集ご通知は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び連結計算書類又は計算書類の一部であります。また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

<各種感染症拡大防止への対応について>

- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- 本総会の議事は、円滑な進行となる方法を検討しております。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 感染症拡大の状況次第では、やむなく会場や開催時期を変更させていただくことがあります。各種感染症への新たな対応その他変更が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.nihonkagakusangyo.co.jp/>) より、掲載させていただきますので、ご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会に当日ご出席していただく方法



株主総会日時 2023年6月27日（火曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会は、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
※午前9時から受付を開始いたします。

電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使していただく方法



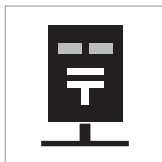
詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時40分まで

インターネットによる議決権行使は、次のいずれかの方法によって可能です。

- ① QRコードを読み取る方法「スマート行使」
 - ② 議決権行使コード・パスワードを入力する方法
- 1 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
 - 2 パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号と同様に、大切にお取扱ってください。
 - 3 パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続ください。
 - 4 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

書面（郵送）によって議決権を行使していただく方法



行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時40分必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使の方法

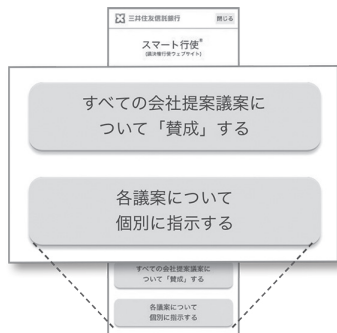
① QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

スマートフォンやタブレット端末で、議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取れば、「議決権行使コード」や「パスワード」を入力することなく、議決権を行使することができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の指示にしたがって賛否をご送信ください。



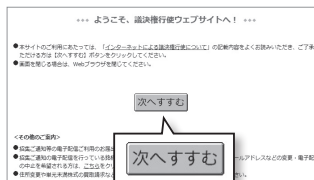
※注意

「スマート行使」での議決権行使は、1回に限り有効です。一度行使した内容を変更する場合は、お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。

② 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

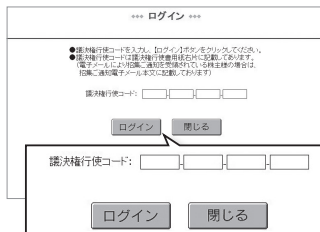
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



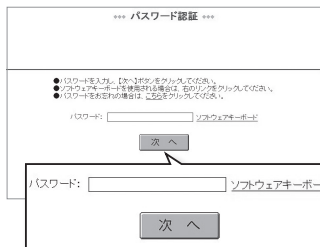
「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

4 以降は画面の指示にしたがって賛否をご送信ください。

議決権行使に関するパソコン、スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120-652-031 受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営基盤を一層強化するため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やなぎ さわ えい じ 柳 澤 英 二 (1949年11月5日生)	1973年4月 新日本製鐵(株)入社 1983年7月 新日本製鐵(株)標準建築事業部掛長 1987年4月 当社入社 1988年4月 当社建材本部長 1989年6月 当社取締役 1993年6月 当社常務取締役 1995年6月 当社専務取締役 1996年4月 当社建材本部長 兼 社長室長 1999年6月 当社代表取締役専務 2003年6月 当社代表取締役社長 (現任)	261,331株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、建材本部長、常務取締役、専務取締役、社長室長、代表取締役専務を歴任し、2003年6月より当社の代表取締役社長を務めております。経営者としての見識、豊富な経験と実績を有することに加え、当社グループに対する深い知識と見識に基づき、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	野瀬 賢造 (1957年1月8日生)	1979年4月 新日本製鐵(株)入社 1994年11月 新日本製鐵(株)大阪支店建築営業室長 2004年7月 新日本製鐵(株)総合・システム建築部長 2006年7月 新日鉄エンジニアリング(株)マネジメントサポートセンター財務部長 2009年4月 新日鉄エンジニアリング(株)営業総括部長 2010年4月 新日鉄エンジニアリング(株)調達企画部長 2011年4月 当社顧問 2011年10月 当社社長室長 2012年6月 当社取締役(現任) 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社常務執行役員 2018年6月 当社建材本部担当(現任) 2022年6月 サステナビリティ推進担当(現任) 2023年4月 当社専務執行役員(現任)	10,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>会社経営に関する高い見識と幅広い経験を有しており、2018年より建材本部担当に就任し、2022年6月よりサステナビリティ推進担当を兼任し、また、2023年4月より専務執行役員に就任しております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
3	太田 武之 (1958年8月4日生)	1981年4月 (株)三井銀行入行 2004年1月 (株)三井住友銀行六本木法人営業部長 2006年4月 (株)三井住友銀行新横浜法人営業部長 2008年4月 (株)三井住友銀行日本橋東法人営業部長 2010年6月 太陽石油(株)執行役員 2014年4月 太陽石油(株)常務執行役員 2016年12月 太陽石油(株)常務執行役員 兼 南西石油(株)代表取締役社長 2019年4月 当社総務部エグゼクティブ・アドバイザー 2019年6月 当社取締役(現任) 2019年6月 当社常務執行役員 2019年6月 当社総務部門担当 2022年6月 当社管理本部長(現任) 2023年4月 当社専務執行役員(現任)	10,400株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>金融業界における長年の企業経営等に関する高い見識と幅広い経験を有しており、2022年6月より管理本部長に就任、また、2023年4月より専務執行役員に就任しております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	かど や ひろ き 角 谷 博 樹 (1957年2月27日生)	1982年4月 住友金属鉱山(株)入社 2012年6月 住友金属鉱山(株)執行役員 機能性材料事業部長 2017年6月 住友金属鉱山(株)常務執行役員 材料事業本部副本部長 2019年7月 当社執行役員 薬品生産技術センター長 2021年4月 当社執行役員 R&Dセンター長 2021年6月 当社取締役(現任) 2021年6月 当社常務執行役員 2021年6月 当社薬品生産本部担当 兼 R&Dセンター長 2021年10月 当社薬品生産本部担当 兼 R&Dセンター長 兼 電池材料事業開発部長 2023年4月 当社専務執行役員 兼 薬品事業統括本部長(現任)	4,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>住友金属鉱山(株)での豊富な経験と高い見識に基づき、2023年4月より、薬品生産本部、薬品営業本部及び海外本部並びにR&Dセンターを一元統括する薬品事業統括本部長に就任し、薬品事業の発展に従事しております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有し、外部環境の変化への対応や、薬品事業の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
5※	やま もと あきら 山 本 晃 (1960年1月4日生)	1983年4月 新日本製鐵(株)入社 2011年4月 新日鉄エンジニアリング(株)営業総括部長 2012年10月 新日鉄住金エンジニアリング(株)東北支店長 2014年7月 新日鉄住金エンジニアリング(株)リスクマネジメント部長 2016年4月 新日鉄住金(株)マネジメントサポートセンター総務部長 2019年6月 日鉄エンジニアリング(株)常勤監査役(現任)	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>日鉄エンジニアリング(株)で、営業総括部長及びリスクマネジメント部長並びに常勤監査役を務めた豊富な経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	はちむら たけし 鉢村 健 (1959年7月6日生)	1982年4月 日本銀行入行 2001年11月 日本銀行証券局総務課長 2005年3月 日本銀行福島支店長 2008年4月 日本銀行国際局参事役 2008年5月 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 長期専門家 (中央銀行業務/総括) ベトナム中央銀行機能強化プロジェクト 2011年6月 内閣官房 東京電力に関する 経営・財務調査委員会 事務局次長 2011年7月 内閣官房審議官 (東日本大震災復興対策本部) 2012年2月 復興庁 政策参与 兼 統括官付審議官 2012年10月 日本銀行 神戸支店長 2015年6月 (株)ルネサンス 社外監査役 (現任) 2017年3月 凸版印刷(株) 顧問 (現任) 2018年6月 当社社外取締役 (現任) 2019年4月 立教大学 兼任講師 (現任) 2019年8月 令和総合研究所(株) 代表取締役 (現任) 2020年5月 アレンザホールディングス(株) 社外取締役監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) 凸版印刷(株) 顧問 令和総合研究所(株)代表取締役 立教大学 兼任講師 (株)ルネサンス 社外監査役 アレンザホールディングス(株)社外取締役監査等委員	7,400株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 日本銀行及び日本国政府の要職を務めた豊富な経験と幅広い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	滝 順子 (1967年7月17日生)	1990年4月 オリックス㈱入社 1997年10月 朝日監査法人入所 (現 有限責任あずさ監査法人) 2018年6月 住江織物㈱管理本部グローバル統括室部長 2019年8月 住江織物㈱管理本部グローバル統括室部長 兼 経営企画室室長 2021年2月 滝公認会計士事務所 代表 (現任) 2022年5月 イオンモール㈱社外取締役 (現任) 2022年6月 新田ゼラチン㈱社外監査役 (現任) 2022年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 滝公認会計士事務所 代表 イオンモール㈱社外取締役 新田ゼラチン㈱社外監査役	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 豊富な経験と高い見識に基づき、他社において、経営に近い執行職として事業戦略立案、経営管理基盤の再構築、会計内部統制構築等の業務経験や、公認会計士として会計コンサルティング及び企業ガバナンス等の専門家として培われた高い知見を活かし、会社から独立した社外の視点から、当社取締役会において適切な監督・助言をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
8※	神田 安積 (1963年12月25日生)	1993年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 銀座東法律事務所弁護士 1999年4月 レックスウエル法律特許事務所パートナー弁護士 2002年5月 西新橋総合法律事務所パートナー弁護士 2008年6月 株式会社ウイン・インターナショナル社外監査役 2009年12月 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士 (現任) 2010年4月 第二東京弁護士会副会長 2011年6月 マックス㈱ 補欠社外監査役 2014年4月 ウイン・パートナーズ㈱社外監査役 2015年3月 日本弁護士連合会事務次長 2015年6月 ウイン・パートナーズ㈱社外取締役 (監査等委員) (現任) 2016年6月 マックス㈱補欠社外取締役 (監査等委員) 2018年6月 マックス㈱社外取締役 (監査等委員) (現任) 2019年4月 日本弁護士連合会常務理事 2021年4月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 (重要な兼職の状況) 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士 ウイン・パートナーズ㈱社外取締役 (監査等委員) マックス㈱社外取締役 (監査等委員)	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 弁護士としての専門的な知見を有しており、他社において、社外取締役、社外監査役として会社経営に関与された経験があり、これらの知見及び経験を活かし、会社から独立した社外の視点から、当社取締役会においても適切な監督・助言をいただけることを期待できることから、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者 鉢村 健、滝 順子、神田安積の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 責任限定契約について
鉢村 健、滝 順子の各氏と、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める額を限度とする契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、神田安積氏が社外取締役として選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- (2) 社外取締役在任期間について
- ① 鉢村 健氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
- ② 滝 順子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある、損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 候補者鉢村 健、滝 順子の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。また、神田安積氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏が社外取締役として選任された場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
7. 取締役吉成昌之氏につきましては、本総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。

(ご参考)

取締役候補者及び監査役が有する知識・経験・能力（スキル・マトリックス）

	企業経営	営業・マーケティング	コンプライアンス・リスク管理	財務・会計・税務	製造・技術・研究	サステナビリティ	国際性
柳澤英二	○	○	○	○			
野瀬賢造		○	○	○	○	○	
太田武之	○		○	○			
角谷博樹		○			○	○	
山本晃	○	○	○				
鉢村健	○			○			○
滝順子	○			○			○
神田安積	○		○			○	
吉田豊			○	○		○	
花木正義	○		○	○			
富山正次	○		○	○			
小野寺文敏	○	○	○				

第2号議案 役員賞与支給の件

役員賞与につきましては、当期の会社業績を勘案し、役員賞与総額35,000千円（当期末における取締役7名及び2023年3月31日をもって取締役を辞任した2名に対し総額30,572千円（うち社外取締役3名に対し総額4,200千円）、監査役4名に対し総額4,428千円（うち社外監査役3名に対し総額3,785千円））を支給することといたしたいと存じます。

本議案につきましては、社外取締役3名を含む5名の委員で構成される指名報酬委員会で業績、その他成果等を総合的に検討し、審議したうえで、取締役会において決定したものであり、内容は相当であると判断しております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への制約の緩和が進む一方、ウクライナ情勢の長期化に起因する資源・エネルギー価格の高騰や為替相場的大幅な変動による急速な物価の上昇、及び各国におけるインフレの高進や金融引き締めによる金利の上昇懸念等により、景気の先行きはより一層不透明な状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは生産活動等に影響を及ぼさないように配慮しながら、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、事業環境の激変の中でも需要を的確に捉え、更に新しい需要を掘り起こし、既存製品等の販売・生産数量の確保・拡大に努めてまいりました。また、既存ユーザー向けに新製品・新規用途開発品の早期の実績化を図るとともに、新規ユーザーの開拓にも積極的に取り組みました。更に、薬品部門でのリサイクル原料の活用・拡大や会社全体でのより一層のITを活用した業務の効率化、生産拠点・生産工程の最適化等の生産性向上を図り、価格競争力の向上と低コスト体質の強化に、引き続き取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は前期比346百万円 1.5%増の24,062百万円となったものの、資源・エネルギー価格や原材料価格が高騰したことによる調達コストの上昇を価格転嫁できずに収益性が低下したこと等から、営業利益は前期比1,323百万円 31.3%減の2,899百万円、経常利益は前期比1,245百万円 27.6%減の3,265百万円となり、また、タイ子会社の一部設備の減損、及び2022年9月の本社移転の固定資産除却損等もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1,001百万円 31.0%減の2,234百万円となりました。

事業別の状況は以下のとおりです。

主力の薬品事業は、当連結会計年度開始当初まで需要は前期並みに推移したものの、第2四半期後半以降は電子部品、自動車関連向けを中心に顧客の在庫調整の動きが顕著となり既存製商品の販売数量が大きく減少しました。一方で、全般的に非鉄金属相場が高止まり、それに連動する販売単価が前期に比べて上昇しました。また、福島第一工場における受託加工が堅調に推移したことに加えて、2022年1月から開始した埼玉工場における受託加工が安定操業となったことにより、売上高は前期比313百万円 1.6%増の20,099百万円となりました。

一方、利益面では、既存製品の販売数量の減少に加え、原材料や部材価格、電力費の高騰を売価に全面的に転嫁できず、営業利益は前期比1,018百万円 26.7%減の2,797百万円となりました。

建材事業は、主力の住宅建材製品の需要が伸び悩み、売上高は前期比33百万円 0.8%増の3,963百万円に留まったことに加えて、鋼材価格高騰の売価への反映は一部しか転嫁できず、営業利益は前期比196百万円 17.5%減の924百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債の発行等による外部からの資金の調達は行っておりません。

(3) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資は、総額は1,006百万円でありました。その主なものは、薬品事業の生産設備更新投資と建材事業の生産設備効率化投資です。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としては以下のように考えております。

気候変動や資源の枯渇等の環境問題、国内人口の減少や少子高齢化の進行による人手不足の問題、及びLGBTQ+等の人権問題など、社会問題はますます深刻化し、当社グループを取り巻く事業環境にも大きな変化が生じております。また、足元では地政学的リスクによる原材料価格の高騰や物流費の上昇等が企業収益を圧迫し、今後も更なる上昇が懸念されております。このような状況においても、当社グループは、独自技術を磨くことで、収益の確保、拡大を図るとともに、新たな価値を創造し、多様な産業に資する製品の提供を通じて、サステナブル社会の実現への貢献と企業価値の向上に努めてまいります。

薬品事業におきましては、マーケティングの更なる強化に取り組むことで、市場及び顧客の様々なニーズに応え、当社独自技術を活用した高付加価値製品の創出を推進します。また、新たな安価原料・リサイクル原料の拡充をはじめ、生産体制の継続的な見直し等によりコストダウンの実現に取り組めます。更に新たな成長領域への取り組みとして、大学等、多様なパートナーとともに戦略的な研究開発を行うことにより、オンリーワンの製品や新規ビジネスの創出、海外市場への展開強化を目指してまいります。これらの取り組みを推進するために、2023年4月、薬品事業部門全体を効率的に一体運営する新たな体制もスタートさせております。

また、建材事業におきましては、建築市場とりわけ戸建て住宅市場における、短期のみならず中長期にわたる需要動向を踏まえつつ、当社の特長を発揮し、市場・顧客ニーズへ機敏に応える多様な製品群の実現、及び新たな得意先の開拓等に引き続き取り組んでまいります。

以上を推進するために、地球温暖化対策への対応や金属資源を有効活用するためのリサイクル技術を磨くことで、社会課題解決に向けた貢献と当社の持続的な成長を実現するとともに、サーキュラーエコノミーの実現を目指してまいります。更に、経営環境の変化に対応しながら、ガバナンス体制を強化するために、取締役と執行役員体制の再構築、コンプライアンスの徹底、リスク・危機管理の徹底も踏まえた内部統制の更なる強化など、企業の持続的成長のための基盤強化も引き続き進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 95 期 2019.4～2020.3	第 96 期 2020.4～2021.3	第 97 期 2021.4～2022.3	第 98 期 (当連結会計年度) 2022.4～2023.3
売 上 高	21,521百万円	19,642百万円	23,716百万円	24,062百万円
営 業 利 益	2,374	2,388	4,223	2,899
経 常 利 益	2,578	2,601	4,510	3,265
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,977	1,843	3,236	2,234
1株当たり当期純利益	98円61銭	91円94銭	163円01銭	113円24銭
総 資 産	41,809百万円	46,342百万円	49,487百万円	50,060百万円
純 資 産	36,398	39,540	41,973	43,362
1株当たり純資産	1,815円37銭	1,972円11銭	2,127円31銭	2,197円75銭

- (注) 1. 「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))」が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、第95期33,502株、第96期85,502株、第97期82,345株、第98期82,345株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、第95期34,514株、第96期51,595株、第97期83,464株、第98期82,345株であります。
2. 第97期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第97期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 95 期 2019.4～2020.3	第 96 期 2020.4～2021.3	第 97 期 2021.4～2022.3	第 98 期 (当事業年度) 2022.4～2023.3
売 上 高	20,346百万円	18,429百万円	21,975百万円	21,884百万円
営 業 利 益	2,335	2,250	3,830	2,593
経 常 利 益	2,544	2,458	4,357	2,924
当 期 純 利 益	1,965	1,715	3,130	2,034
1株当たり当期純利益	98円01銭	85円56銭	157円67銭	103円14銭
総 資 産	40,634百万円	44,878百万円	47,845百万円	47,996百万円
純 資 産	35,460	38,433	40,762	41,743
1株当たり純資産	1,768円58銭	1,916円86銭	2,065円95銭	2,115円66銭

(注) 「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))」が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、第95期33,502株、第96期85,502株、第97期82,345株、第98期82,345株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、第95期34,514株、第96期51,595株、第97期83,464株、第98期82,345株であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. (タイ国)	330,000千タイバーツ	100%	工業薬品の製造・販売

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

薬品事業	銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液
建材事業	防火通気見切縁、シンプル庇、郵便ポスト、手摺・笠木等の住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほか産業用金属加工製品

(8) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都台東区
	大 阪 支 店	大阪市中央区
	名 古 屋 支 店	名古屋市中区
	埼 玉 工 場	埼玉県草加市
	青 柳 工 場	埼玉県草加市
	福 島 第 一 工 場	福島県双葉郡広野町
	大 利 根 工 場	埼玉県加須市
	R & D セ ン タ ー	埼玉県草加市
	ハ ノ イ 駐 在 員 事 務 所	ベトナム国ハノイ市
子 会 社	サイアム・エヌケーエス CO.,LTD.	タイ国アユタヤ県

(注) 本社の住所につきましては、2022年9月20日に東京都台東区下谷二丁目20番5号から東京都台東区東上野四丁目8番1号（ビル名：TIXTOWER UENO）に移転しております。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数（2023年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
442名	1名減

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

② 当社の従業員数（2023年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
380名	2名増	41歳10ヵ月	15年10ヵ月

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

(10) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	114
株式会社きらぼし銀行	56

百万円

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,680,000株（自己株式867,051株を含む）
- (3) 株主数 2,887名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
日 化 産 取 引 先 グ ル ー プ 持 株 会	2,152	10.86
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,177	5.95
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	1,000	5.05
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	980	4.95
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	970	4.90
に っ か さ ん 従 業 員 持 株 会	713	3.60
住 友 不 動 産 株 式 会 社	591	2.98
住 友 金 属 鉱 山 株 式 会 社	541	2.74
日 本 パ ー カ ラ イ ジ ン グ 株 式 会 社	490	2.47
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	457	2.31

- (注) 1. 当社は自己株式867,051株を所有しておりますが、上記の上位10名の株主に含めておりません。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. [役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度] の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式82,345株は、当該自己株式に含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
柳澤英二	代表取締役社長	
野瀬賢造	取締役（サステナビリティ推進担当 兼 建材本部担当）	
太田武之	取締役（管理本部長）	
角谷博樹	取締役（薬品生産本部担当 兼 R&Dセンター長 兼 電池材料事業開発部長）	
山田修	取締役（薬品営業本部長 兼 海外本部担当 兼 薬品営業本部 営業管理室長）	サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.代表取締役会長
小野村勲	取締役（薬品生産本部長）	
吉成昌之	取締役	弁護士
鉢村健	取締役	第一勧業信用組合員外監事（非常勤） 凸版印刷(株)顧問 令和総合研究所(株)代表取締役 立教大学 兼任講師 (株)ルネサンス 社外監査役 アレンザホールディングス(株)社外取締役監査等委員
滝順子	取締役	滝公認会計士事務所 代表 イオンモール(株)社外取締役 新田ゼラチン(株)社外監査役
吉田豊	常勤監査役	
花木正義	監査役	花木正義税理士事務所 税理士 越後交通(株)社外監査役
富山正次	監査役	
小野寺文敏	監査役	(株)SMB C信託銀行 社外監査役

- (注) 1. 取締役吉成昌之、取締役鉢村 健、取締役滝 順子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉田 豊、監査役富山正次、監査役小野寺文敏の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役吉田 豊氏は、金融機関における長年の経験があり、財務、会計及び証券関連業務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役花木正義氏は、長年国税局の要職を歴任し、また税理士の経験から、税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役富山正次氏は、公認会計士として培われた経験により、高度な財務及び会計に精通しており、

- 財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役小野寺文敏氏は、金融機関における長年の経験に加え、企業経営者としての幅広い見識、豊富な経験と実績があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 当社は取締役吉成昌之、取締役鉢村 健、取締役滝 順子の各氏及び監査役富山正次、監査役小野寺文敏の各氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
 8. 当社は取締役吉成昌之、取締役鉢村 健、取締役滝 順子の各氏及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
 9. 当社は、当社の役員全員を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務執行に起因して損害賠償がなされたことによって被る損害を、当該保険契約により補填することとしております。なお、その保険料は当社が全額負担しております。
 10. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任

2022年6月28日開催の第97回定時株主総会において、柳澤英二、野瀬賢造、太田武之、角谷博樹、山田 修、小野村 勲、吉成昌之、鉢村 健の各氏が取締役に再選され重任いたしました。

2022年6月28日開催の第97回定時株主総会において、滝 順子氏が新たに選任され就任いたしました。

(2) 退任

2022年6月28日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって、井上幸夫氏が取締役を任期満了により退任いたしました。

(3) 辞任

2023年3月31日をもって、山田 修、小野村 勲の各氏は取締役を辞任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当並びに重要兼職は、辞任時の地位及び担当並びに重要な兼職であります。

11. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。

取締役 滝 順子 イオンモール(株) 社外取締役就任 (2022年5月19日)

新田ゼラチン(株) 社外監査役就任 (2022年6月28日)

12. 当社では、適正なコーポレート・ガバナンスのもとで、的確・迅速な経営業務の執行を行う体制を強化することを目的に、執行役員制度を導入しております。

2023年3月31日現在の執行役員体制は以下のとおりであります。

氏 名	地位及び担当
柳 澤 英 二	代表取締役社長 (経営全般)
野 瀬 賢 造	常務執行役員 (サステナビリティ推進担当 兼 建材本部担当)
太 田 武 之	常務執行役員 (管理本部長)
角 谷 博 樹	常務執行役員 (薬品生産本部担当 兼 R & Dセンター長 兼 電池材料事業開発部長)
山 田 修	執行役員 (薬品営業本部長 兼 海外本部担当)
小 野 村 勲	執行役員 (薬品生産本部長)
百 瀬 讓	執行役員 (管理本部 総務部長)
菅 原 讓	執行役員 (建材本部長)
横 山 立 秀	執行役員 (管理本部 情報システム管理室長)

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

①当社の役員報酬等の額の決定に関する方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及び業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬及び賞与を支払うこととしております。

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

また、本決定方針は、指名報酬委員会の答申を踏まえ決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第97回定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外取締役は50百万円。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

上記報酬額の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、2017年6月28日開催の第92回定時株主総会において決議された株式報酬制度を導入し現在に至るまで同制度を継続しております。同制度に基づく株式取得資金の上限は、180百万円（3事業年度）であり、上記記載の金銭報酬限度額とは別枠で、1事業年度当たり45,000ポイントを株式交付の上限としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第97回定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長 柳澤英二がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分としております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容

に従って決定をしなければならないこととしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	128,093 (26,139)	81,651 (21,939)	30,572 (4,200)	15,870 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	30,522 (25,694)	26,094 (21,909)	4,428 (3,785)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上表の支給額には、第98回定時株主総会において第2号議案が原案通り承認可決された場合の役員賞与支給予定額(取締役分30,572千円、監査役分4,428千円)を含んでおります。

⑤業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬として賞与を支給しております。賞与の算定方法の決定にあたっては、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で業績、その他の成果等を総合的に検討し、取締役会に答申し、取締役会で決定しております。

また、非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度を導入しており、業績連動型株式報酬の算定に係る指標は、評価対象期間の前事業年度に係る決算短信に記載された評価対象期間に係る事業年度の連結業績予想の「営業利益」に対する当該評価対象期間の事業年度に係る有価証券報告書に記載される連結営業利益の達成率です。当該指標を選択した理由は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることであります。業績連動型株式報酬の額の決定方法は、役位別基礎ポイントに在任係数及び業績連動係数を乗じて算定いたします。

なお、当事業年度における業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、連結営業利益3,300百万円であり、実績は2,899百万円となり、達成率は87.85%となったことにより業績連動係数は0.7となりました。

(業績連動型株式報酬の算定方法)

本業績連動型株式報酬制度の算定方法によるポイント数は下記の方法に基づき算定のうえ、1事業年度当たり付与するポイント数(株数)を確定します。原則として累積したポイント数に相当する株式数が退任時に交付されます。

〈算出式〉 役位別基礎ポイント (※1) × 在任係数 (※2) × 業績連動係数 (※3)

※1 評価対象期間の開始日 (但し、評価対象期間中に新たに取締役になされた制度対象者は、就任時) における役位に応じて次の表に定める基礎金額の数を本信託の1株当たりの当社株式取得価格で除した数をいう。但し、当該日以後、評価対象期間中に制度対象者の役位の変更があった場合の基礎金額は、次の月数按分計算式のとおり、評価対象期間中の各月の1日における役位に応じて月数按分した金額とする。なお、小数点以下は切り捨てることとする。

役位	基礎金額
取締役会長	5,400,000円
取締役社長	5,400,000円
取締役専務執行役員	3,600,000円
取締役常務執行役員	2,700,000円
取締役	1,800,000円

(月数按分計算式)

基礎金額 = ①前役位に係る按分基礎金額 + ②後役位に係る按分基礎金額

①前役位に係る按分基礎金額 = 前役位による、上記表に定める基礎金額 × 前役位における在任月数 ÷ 評価対象期間中の前・後役位を通じた在任月数

②後役位に係る按分基礎金額 = 後役位による、上記表に定める基礎金額 × 後役位における在任月数 ÷ 評価対象期間中の前・後役位を通じた在任月数

※2 在任係数は、ポイント付与日を基準に、当該制度対象者が取締役に就任した日 (継続して再任されている場合は当初の就任日) から、評価対象期間満了日の直後に到来する定時株主総会終結の日までの在任期間に応じ、次の表に定める数とする。

在任期間	在任係数
10 期以上	1.50
8 期以上10期末満	1.40
6 期以上8期末満	1.30
4 期以上6期末満	1.20
2 期以上4期末満	1.10
2 期末満	1.00

※3 業績連動係数は、各評価対象期間の前事業年度に係る決算短信に記載された評価対象期間に係る事業年度の連結業績予想の「営業利益」に対する当該評価対象期間の事業年度に係る有価証券報告書に記載される連結営業利益の達成率により次の表に定める数とする。

業績指標	業績連動係数	業績指標	業績連動係数
150.00%以上	1.50	95.00%以上100.00%未満	0.90
140.00%以上150.00%未満	1.40	90.00%以上95.00%未満	0.80
130.00%以上140.00%未満	1.30	85.00%以上90.00%未満	0.70
120.00%以上130.00%未満	1.20	80.00%以上85.00%未満	0.60
110.00%以上120.00%未満	1.10	70.00%以上80.00%未満	0.50
100.00%以上110.00%未満	1.00	70.00%未満	0.00

(控除期間が存する者についてのポイントの算出)

ポイント付与対象者について、対応する評価対象期間中に、控除期間に該当する期間があった場合には、算出式にかかわらず、その者に付与されるポイントは、当該控除期間の月数(※4)を評価対象期間の月数から控除した月数を「在任期間月数」として、次の算式により算出される数とする(小数点以下切り上げ)。なお、疑義を避けるために記載するに、在任期間月数が0(ゼロ)となる場合、ポイントは付与されない。

付与ポイント = $\langle \text{算出式} \rangle$ で算出したポイント \times 「在任期間月数」 \div 評価対象期間の月数

※4 1カ月単位とし、1カ月未満の端数は15日以上を1カ月とし15日未満は切り捨てる。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	吉成昌之	弁護士 第一勧業信用組合員外監事(非常勤)	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
	鉢村健	凸版印刷(株)顧問 令和総合研究所(株)代表取締役 立教大学 兼任講師 (株)ルネサンス 社外監査役 アレザホールディングス(株)社外取締役監査等委員	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
	滝順子	滝公認会計士事務所 代表 イオンモール(株)社外取締役 新田ゼラチン(株)社外監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	吉田豊	該当事項はありません。	該当事項はありません。
	富山正次	該当事項はありません。	該当事項はありません。
	小野寺文敏	(株)S M B C 信託銀行 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	吉 成 昌 之	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会0回）18回のうち18回出席し、弁護士としての専門的見地により、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。更に、指名報酬委員として活発な審議に参画しており、業務執行の適切な評価等を通じ、経営陣の監督を行っております。
社外取締役	鉢 村 健	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会0回）18回のうち18回出席し、主に金融業界での豊富な知識・見識に基づき、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。更に、指名報酬委員として活発な審議に参画しており、業務執行の適切な評価等を通じ、経営陣の監督を行っております。
社外取締役	滝 順 子	就任後に開催された取締役会（定時取締役会13回、臨時取締役会0回）13回のうち12回出席し、公認会計士としての専門的見地により、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。更に、指名報酬委員として活発な審議に参画しており、業務執行の適切な評価等を通じ、経営陣の監督を行っております。
社外監査役	吉 田 豊	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会0回）18回のうち18回出席し、また当事業年度に開催された監査役会15回のうち15回出席し、金融機関勤務の豊富な経験や見識に基づき、監査役会の活動方針の提言、監査結果について適切な発言を行っております。
社外監査役	富 山 正 次	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会0回）18回のうち18回出席し、また当事業年度に開催された監査役会15回のうち14回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適切な発言を行っております。
社外監査役	小 野 寺 文 敏	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会0回）18回のうち17回出席し、また当事業年度に開催された監査役会15回のうち15回出席し、金融機関勤務の豊富な経験や見識に基づき、監査役会の活動方針の提言、監査結果について適切な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 23,000 千円 |
| ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | |

23,000 千円

- ③ 当社の海外子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士、又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が行っております。

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき、前事業年度の監査実績及び監査報酬等を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・報酬額の見積りの適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロに定義されるものをいいます。）の一つとして2021年6月25日開催の定時株主総会において、「第六回信託型ライツ・プラン」（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）を導入することを決議し、同年6月28日付で本信託型ライツ・プランを設定しました。本信託型ライツ・プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の、2021年5月14日付「第六回信託型ライツ・プラン（買収防衛策）設定のための新株予約権の発行について」をご覧ください。

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進むなかで、買収対象企業の同意を得ることなく、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、当社株券等の大規模買付け等に関する提案（以下、「買付提案」といいます。）が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収のなかには、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様を買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

したがって、当社は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切なものとして、法令等及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な

措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、1939年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、1946年2月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を1948年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に至っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、1963年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しております。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発を更に追求し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図ってまいります。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場・埼玉工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うこ

とも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行するとともに、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産すべてにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的な成長を確実なものとしたと考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置付けて実践しております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を設置しております。月1回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないのかチェックし、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布するとともにそのマニュアルを基に教育を行い、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、上記の具体的取組みを通じて、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動することにより、資本市場からの一層の評価が得られるよう努力してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって、15%を超える議決権割合を有する者になったことを示す公表がすべてなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、又は、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がすべてなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社株券等の議決

権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループに属する者以外の者のみが行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行しておき、信託を利用することで、大規模買付者グループが出現した時点における株主の皆様全員が当該新株予約権の交付を受けることができるようにする仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様、大規模買付者グループが当社の経営に携わった場合の当社の経営方針や、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与え得る影響等を説明することが可能となり、また、当社が代替案を提示する機会及びそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。

(4) 上記 (2) の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値の向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。したがって、上記 (2) の取組みは上記 (1) の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記 (3) の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記 (3) の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記 (3) の取組みは、上記 (1) の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記 (3) の取組みは、①設定に際しての株主総会特別決議による承認を経ていること、②合理的な客観的解除要件が設定されていること、③新株予約権の無償取得の可能性が確保されていること（デッドハンド性の否定）、④有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを取締役会で決議することとしていること、⑤独立社外者のみからなる特別委員会が設置され、その勧告を最大限尊重することとされていること、⑥発動時に第三者専門家の意見を取得することとしていること、⑦有効期間を限定（3年間）しているこ

と（サンセット条項）、⑧当社取締役の任期が1年とされており、また、当社取締役会はいわゆる期差任期型取締役会でないことから株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保をも勘案のうえ配当を決定することとしております。

当期の剰余金の配当につきましては、14～15頁の事業の経過及びその成果で申し述べましたように、薬品事業、建材事業ともに特に利益面で厳しい業績となり、通期の業績予想を下回り、今後もしばらくは当社を取り巻く事業環境は厳しい状況が続くものと思われま

す。しかしながら、前述の基本方針等を総合的に勘案し、配当予想通り、取締役会決議により中間1株につき16円、総額 317,007,184円（支払開始日：2022年12月6日）、期末配当は1株につき16円、総額 317,007,184円（支払開始日：2023年6月7日）とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、生産設備増強・更新、環境対策設備、新製品生産設備、研究開発及び海外展開、新規事業開拓等の投資に充てることとしております。

注 期末配当金は、[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式（82,345株）に対する配当金（1,317,520円）を含んでおります。

注 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純利益・純資産及び比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	50,060,718	(負債の部)	6,697,807
流動資産	31,132,140	流動負債	4,931,249
現金及び預金	18,808,006	支払手形及び買掛金	2,532,124
受取手形	1,398,447	電子記録債務	401,841
電子記録債権	578,807	短期借入金	373,800
売掛金	5,138,652	未払法人税等	145,743
商品及び製品	2,133,378	賞与引当金	400,000
仕掛品	1,113,921	役員賞与引当金	35,000
原材料及び貯蔵品	1,873,777	その他	1,042,740
その他	88,429	固定負債	1,766,557
貸倒引当金	△1,280	長期未払金	37,716
固定資産	18,928,578	繰延税金負債	1,244,066
有形固定資産	7,434,833	退職給付に係る負債	339,384
建物及び構築物	2,296,205	役員株式給付引当金	99,804
機械装置及び運搬具	2,299,920	資産除去債務	35,526
工具、器具及び備品	204,511	その他	10,059
土地	2,631,792	(純資産の部)	43,362,911
建設仮勘定	2,404	株主資本	39,912,643
無形固定資産	116,970	資本金	1,034,000
電話加入権	7,848	資本剰余金	1,059,147
ソフトウェア	108,331	利益剰余金	38,609,959
その他	789	自己株式	△790,463
投資その他の資産	11,376,775	その他の包括利益累計額	3,450,267
投資有価証券	8,230,305	その他有価証券評価差額金	2,888,543
生命保険積立金	457,539	為替換算調整勘定	521,508
保険積立金	2,126	退職給付に係る調整累計額	40,214
長期預金	2,100,000		
退職給付に係る資産	198,404		
繰延税金資産	12,887		
その他	377,081		
貸倒引当金	△1,570		
資産合計	50,060,718	負債純資産合計	50,060,718

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,062,851
売上原価	18,187,722
売上総利益	5,875,129
販売費及び一般管理費	2,975,412
営業利益	2,899,716
営業外収益	414,373
受取利息	12,914
受取配当金	228,816
その他	172,642
営業外費用	48,390
支払利息	7,382
その他	41,008
経常利益	3,265,699
特別利益	5,659
固定資産売却益	1,499
投資有価証券売却益	4,160
特別損失	157,708
固定資産除却損	118,699
減損損失	39,008
税金等調整前当期純利益	3,113,651
法人税、住民税及び事業税	799,046
法人税等調整額	80,254
当期純利益	2,234,350
親会社株主に帰属する当期純利益	2,234,350

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	47,996,816	(負債の部)	6,253,537
流動資産	29,073,453	流動負債	4,685,432
現金及び預金	17,808,434	支払手形	122,799
受取手形	1,398,447	電子記録債権	401,841
電子記録債権	578,807	買掛金	2,217,914
売掛金	4,749,178	短期借入金	373,800
商品及び製品	1,647,211	未払金	557,018
仕掛品	1,094,183	未払費用	388,348
原材料及び貯蔵品	1,731,095	未払法人税等	113,182
その他	67,373	賞与引当金	400,000
貸倒引当金	△1,280	役員賞与引当金	35,000
固定資産	18,923,363	設備関係支払手形	1,197
有形固定資産	6,560,978	設備関係電子記録債権	55,734
建物	1,913,773	その他	18,595
構築物	248,850	固定負債	1,568,104
機械及び装置	1,813,474	長期未払金	37,716
車両運搬具	23,397	繰延税金負債	1,058,966
工具、器具及び備品	172,838	退職給付引当金	326,702
土地	2,388,278	役員株式給付引当金	99,804
建設仮勘定	365	資産除去債務	35,526
無形固定資産	114,425	その他	9,388
電話加入権	7,848	(純資産の部)	41,743,278
ソフトウェア	105,787	株主資本	38,854,734
その他	789	資本金	1,034,000
投資その他の資産	12,247,959	資本剰余金	1,059,147
投資有価証券	8,222,305	資本準備金	337,867
関係会社株式	953,712	その他資本剰余金	721,280
長期前払費用	281,112	利益剰余金	37,552,050
前払年金費用	137,872	利益準備金	258,500
生命保険積立金	457,539	その他利益剰余金	37,293,550
保険積立金	2,126	研究開発積立金	125,000
長期預金	2,100,000	配当準備積立金	55,000
その他	94,860	固定資産圧縮積立金	787,521
貸倒引当金	△1,570	固定資産圧縮積立金	34,350,500
		別途積立金	1,975,528
		繰越利益剰余金	△790,463
		自己株式	2,888,543
		評価・換算差額等	2,888,543
		その他有価証券評価差額金	2,888,543
資産合計	47,996,816	負債純資産合計	47,996,816

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,884,779
売上原価	16,479,524
売上総利益	5,405,254
販売費及び一般管理費	2,812,219
営業利益	2,593,034
営業外収益	379,939
受取利息	7,314
受取配当金	228,816
その他	143,808
営業外費用	48,329
支払利息	7,320
その他	41,008
経常利益	2,924,645
特別利益	5,659
固定資産売却益	1,499
投資有価証券売却益	4,160
特別損失	118,312
固定資産除却損	118,312
税引前当期純利益	2,811,993
法人税、住民税及び事業税	728,800
法人税等調整額	48,263
当期純利益	2,034,929

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植木一彰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本化学産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 三島徳朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植木一彰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本化学産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

日本化学産業株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田	豊	㊟
監査役	花木	正義	㊟
監査役	富山	正次	㊟
監査役	小野	寺文敏	㊟

(注) 常勤監査役吉田 豊、監査役富山正次及び小野寺文敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場：〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号

アートホテル日暮里ラングウッド 2階「鳳凰」

電話：03-3803-1234 (代)



最寄駅：JR日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩3分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、電車等の交通機関をご利用ください。